

守口市子ども・子育て会議特定教育・保育施設等重大事故検証委員会設置要領

（設置）

第1条 守口市内における特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業をいう。）で当該特定教育・保育施設等を利用する子どもが死亡し、又は重篤な傷病を負う事故（以下「重大事故」という。）が発生した場合において、当該重大事故の発生原因及び再発防止のための措置について調査審議するため、守口市子ども・子育て会議設置条例（平成25年守口市条例第31号）第7条の規定に基づき、守口市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）に特定教育・保育施設等重大事故検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 重大事故の経過に関すること。
- （2） 重大事故の発生原因及び再発防止に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する委員会の設置目的を達成するために必要なこと。

（委員長等）

第3条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する委員会は、子育て会議の会長が招集する。

- 2 委員会は、委員及び専門委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席している委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、議事に関して必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

附 則

この要領は、平成30年2月2日から施行する。